# 農地法第3条第1項の規定による許可申請書

年 月 日

鹿追町農業委員会会長 様

譲渡人(貸主) 住 所:河東郡鹿追町○○△△番地

職業:無職

氏 名: 瓜幕 花子

(EII)

生年月日: S40 年 1 月 10 日 生

譲受人(借主) 住 所:河東郡鹿追町○○△△番地

職業:農業

氏 名: 株式会社 しかおいファーム 代表取締役 鹿追 二郎

(EII)

生年月日:

- 法人の場合は、主たる事務所の所在地、業務の内容、 名称及び代表者の氏名

農地<del>(採草放牧地)</del>について、所有権<del>(地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、経営委託による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利)</del>の移転<del>(設定)</del>の許可を受けたいので、農地法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 許可を受けようとする土地の表示及びその状況

所 在	地番	地	目	面 積	所有者の氏名 又は名称	所有権以外の使 が設定されてい	
河東郡鹿追町	地 笛	登記簿	現 況	(m²)	[現所有者が登記簿と異なる 場合にはその氏名又は名称]	権利者の氏名 又は名称	権利の 種 類
瓜幕西〇線	○番○	畑	與	10,000	鹿追花子 ]		
中瓜幕西〇線	○番○	原野	畑	20,000	鹿追花子 ]		
					[ ]		
					[ ]		
		E	H				
計		火	田	30,000			
įΤ		農均	也計	30,000			
		採草族	<b>汝牧地</b>				

(1	) 譲渡人(1	主)						
	所有地の売却							
(2	) 譲受人(#	<del>告主)</del>						
	農地買受による	5規模拡大						
3 梢	権利を移転	(設定)しようとす	る契	約の内容				
契	約の種類	土地引渡しの 時 期		価、賃 料 等 0a 当 たりの		資金記	周達の方法	その他
	所有権	年 月 日 許 可 日	[10a≌	5,400,000 áたり 180,	円 000円 ]	自	己資金	10年間
		年月日	LIOUE	100,	円			
		許 可 日	[10a \( \)	当たり	]			
注)	資金調達の	方法が、農業経営基盤	強化	資金ほか制	度資金の	借入れ	による場合は、	その資金名及び
借	入予定額を記	載すること。また、賃賃	貸借募	収約の場合	には、そ	の他の構	瀾に契約期間?	を記載すること。
		ようとする者 又 はその 主居又は生計を異にし <sup>~</sup>						
従	事するその化	也の2親等内の親族を	いう。	以下同じ。	)が、現	しに所有	し、又は使用	収益権を有する
経	営地の状況	1(農地法第3条第2	2 項 第	第1号・第5	5 号関係	₹)		
		農地面積(m²	)	田	坎	田	樹園地	採草放牧地 面積(㎡)
	自作地	① 400,0	000			400,000		2
所有地	貸付地							
20		所 在	ţ	地 番	地 登記簿	目 現 況	面 積 (㎡)	状況・理由
	非耕作地							
								松井井井
使用		農地面積(㎡	)	田	火	田	樹 園 地	<ul><li>採草放牧地</li><li>面積(㎡)</li></ul>
収益	借入地	③ 125,000				125,000		4
収益権を有する土地	貸付地							
有す					地	目	面積	
る		所 在	<u> </u>	地 番	登記簿	現 況	回 (m²)	状況・理由
土 地	非耕作地							

2 権利を移転(<del>設定</del>)しようとする理由

	農地面積計(m²)	採草放牧地面積計 (㎡)	経営地面積合計(m²)
経営地合計	⑤=①+③ 525,000	6=2+4	⑤+⑥ 525,000
備考			

- 注1 「自作地」欄及び「貸付地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載すること。
  - 2 「非耕作地」欄には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人○○が○年間耕作を放棄している」、「~であることから条件不利地であり、○年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載すること。
  - 3 「備考」欄には、貸付地がある場合はその許可年月日及び現在貸し付けている理由を記載すること。
- 5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況 並びに農作業に従事する者の状況 (農地法第3条第2項第1号関係)
  - (1) 作付(予定)作物及び作物別の作付面積

	田	畑			カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ		採草放牧地
作付(予定)作物		小麦	馬鈴薯	甜菜			
権利取得後の面積 (m²)		150,000 m²	100,000 m²	90,000 m²			

#### (2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	作業機		
確保しているもの	所 有	7台	武		
作体しているもの	リース				
導入予定のもの	所 有				
特人了たのもの	リース				
(資金繰りについ	いて)	自己資金		 	

(3) 農作業に従事する者の状況

P	権利を取得し	しようとする	者が個人	である場合には、	その者の	·農作業経験等の	り状況
---	--------	--------	------	----------	------	----------	-----

 ・農作業歴
 年
 ・農業技術修学歴
 年
 ・その他(
 )

 イ世帯員等その他常時
 現在:
 5人(農作業経験の状況 20年から30年)
 )

 雇用している労働力(人)増員予定:
 人(農作業経験の状況)

ウ 臨 時 雇 用 労 働 力 現 在 : 6 人 (農作業経験の状況 **5年から15年** )

(年間延人数) 増員予定: 2人(農作業経験の状況)

エ アの個人として権利を取得しようとする者、イの世帯員等その他常時雇用している労働者 及びウの臨時雇用労働者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定し、又は移転しようと する土地までの平均距離又は時間

平均距離: 3.2Km 平均時間: 15分

注)1 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を、「家畜」とは、牛、豚、鶏等をいう。 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実な ものに限る。)等資金繰りについても記載すること。

農作業に従事する		그고 ㅋ 떠나 내스	権利取得者との関係	農作業への	/++ <del> -</del> -
者の氏名	年齢	主たる職業	(本人又は世帯員等)	年間従事日数	備考
[					
,, = ,,,,,,	への従事	日数が年間150 F	  に達する者がいない場合に、そ	その農作業に従事。	トス者が
			に達りる自かいない場合に、 農作業がある限りこれに従事し	_ ,, ,,, ,,, , , , , , , , , , , , , ,	- ,
	宙の事業に	こ必要な打りへる	展作来がある限りこれに促争し	(いる場合に)を記	□戦りる⊂
と。					
かなま 元 /月 1 )	. > 1 . 1=	~ <del>-</del>		<b>元</b> /月 /// )~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~ 1~	1. 7 67
権利を取得し」	こうと す	る者又はそ	との世帯員等の権利	取得後におり	ナる経
面積の状況(特例	) (農	地法第3条第	2項第5号関係)		
ケの車項のいずれかん	ア該当する	ろ場合け 該当っ	するものにレ印を付すこと。		
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	66 46 17 67 1 1 2 7 1	2-47
			花等の栽培でその経営が集		
] 権利を取得しよう。	とする者が	ぶ、農業委員会の	りあっせんに基づく農地又は打	采草放牧地の交換	によりそ
権利を取得しようと	するもので	であり、かつ、その	)交換の相手方の耕作の事業	こ供すべき農地の	面積の合
又は耕作若しくは	養畜の事	業に供すべき拐	<b>※草放牧地の面積の合計が、</b>	その交換による権利	削の移転
結果、所要の面	積を下ら	ないものである	5.		
			~。 □積、形状等からみて、これに	迷控する豊地▽ハ	+
地と一体として利用	申しなけれ	は利用すること	が困難と認められる農地又は	※草放牧地につき	、当該隣
する農地又は採草	直放牧地を	現に耕作又は	養畜の事業に供している者が、	権利を取得するも	っのである
1 典地法施行会等	56冬笠1	百笠1早マは「	司条第2項各号に該当する	と と と 記載 不 西	i
			可来第2項行方に該当する 美委員会が別に定めた面積がる		-
2 「万女り田恨」こに	L, ∠9-11 C Y	る。たたし、反射	民安兵云》的10定约10国頃/19	める物 口は、ヨ 咳止	11付にりる
			(農地注第3条第9項	第6号関係)	
転貸が認められる	場合への	刀該当の有無			
				業を行る者 (円 下 [	<b>香供</b> 人名
・地又は採草放牧地に	つき、所有	有権以外の権原	に基づいて耕作又は養畜の事		
・地又は採草放牧地に	つき、所有	有権以外の権原			
	つき、所では	有権以外の権原	に基づいて耕作又は養畜の事		
慢地又は採草放牧地にいう。)が、その土地を いう。)が、その土地を	つき、所存 貸し付け :。	有権以外の権原 、又は質入しよう	に基づいて耕作又は養畜の事 とする場合(転貸する場合)に	は、次の事項のう	ち該当す
<ul><li>慢地又は採草放牧地にいう。)が、その土地をのにレ印を付すこと</li><li>」賃借人等又はその</li></ul>	つき、所存 貸し付け こ。 O世帯員等	育権以外の権原、又は質入しよう	に基づいて耕作又は養畜の事とする場合(転貸する場合)に	は、次の事項のう	ち該当す
慢地又は採草放牧地にいう。)が、その土地を →のにレ印を付すこと	つき、所存 貸し付け こ。 O世帯員等	育権以外の権原、又は質入しよう	に基づいて耕作又は養畜の事とする場合(転貸する場合)に	は、次の事項のう	ち該当す

6 信託の引受け該当有無 (農地法第3条第2項第3号関係)

有

無

注)該当するものを○で囲むこと。

信託の引受けによる権利の取得

	] 農地利用集積円滑化団体が、その土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようと する場合である。
	・ 3000 C 0000。 ] その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること
	をいう。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。(表作の作付内容: 裏作の作付内容: )
	] 農地所有適格法人の常時従事者である構成員が、その土地をその法人に貸し付けようとする場合である。
1 0	周辺地域との関係 (農地法第3条第2項第7号関係)
権	利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を
設定	し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に
及ぼ	『す影響を確認するため、次の事項のうち該当するものを○で囲むこと。
(1)	地域の水利調整への参加 : 参加 不参加 該当なし
(2)	農薬の使用状態: 農薬使用 減農薬 無農薬
(3)	地域の共同防除活動への参加 : 参加 不参加 該当なし
(4)	遺伝子組換え作物の栽培予定: あり なし
(5)	5の作付(予定)作物の栽培 : 連作 一部連作 輪作
(6)	(5)で、連作又は一部連作に○を付した場合には、当該農地や周辺農地への土壌障害等の影響
	を回避する方法について記載すること。
(7)	この権利移転に関して、周辺農家等との話し合いをした事項又は話し合いをする予定の事項につ
	いて、その内容を記載すること。

#### (記載要領)

- 1 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署する場合は、押印を省略することができること。
- 2 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書を添付すること。 ただし、独立行政法人及び地方公共団体の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び法人の 登記事項証明書の添付は不要とする。
- 3 申請書は、3部提出すること。ただし、申請人が2人を超える場合は、その超える人数に相当する数の申請書を加えること。
- 4 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人の場合は、別紙1を添付すること。
- 5 農地法第3条第3項の規定により、農地所有適格法人以外の法人等が行う使用貸借又は賃貸借の申請を 行う場合は、別紙2を添付すること。
- 6 申請の際には、許可を受けようとする土地の登記事項証明書(1部)を提出するほか、次の表の左欄に 掲げる場合には、それぞれ同表の当該右欄に掲げる書類又は図面を提出すること。

- A A 33		タッチュン・ドードン	-nLm -h.	
自台会が	付表1	経宮委託に係る権利	〕 設 定 調 書	
	11 24 1		(2部)	
ナスしキ	<b>仕</b>	乳牛等の飼育法人関係	系権利移転	
9 2000	刊 衣 乙	(設定)調書	(2部)	
外の法人		如汁 / 則核 按利效	(乳學)調書	
用による	付表 3	一双齿八角饼惟州炒料	(放足)調音	
るとき。			(2部)	
トスレキ	付 表 4	地下・空間を目的とする	地上権設定	
7 2000	门双生	(移転)調書	(2部)	
	↓ <b>★</b> □	信託財産に係る権利移	多転(設定)	
	1	調書	(2部)	
農業経営		農地所有適格法人へのと	出資・持分譲	
げる事業	付表 6	渡調書		
するとき。			(2部)	
供されて		賃借権等に基づき事業	に供されて	
所有権を	付表 7	いる農地等の権利移転	云調書	
			(2部)	
使用貸借	農業経営規程及び農協法第11条の3		1第3項又は	
るとき。	第5項の規程	(2部)		
るとき。	景観法第56条第2項の規定により市町村長の			
	指定を受り	けたことを証する書面	(2部)	
判決書、認諾	- 吉調書、裁判上の	和解調書、家事審判書、家事調	停調書、民事調停	
調書(判決書	又は審判書にあ	っては、判決確定証明又は審判	判確定証明が添付	
されている	ものに限る。)、	競売調書、公売調書又は遺	言書、遺言検認	
書、遺言公	:正証書若しく	は遺言確認書の謄本	(1部)	
:定)しよう	その土地の特	定に必要な実測図(4部(その	の申請人が2人を	
	超える場合は、	その超える人数に相当する数	枚を加えた部数))	
譲渡し、	所有者の	承諾書		
			(1部)	
	用る にととき。 農 げ す 供 所 更 る る 判 調 さ 書 にととき。	付表 1 付表 2 付表 2 外のよき。 外にとき。 付表 3 付表 3 付表 3 付表 3 付表 3 付表 5 農業事き。 供有権を 使用貸借 をとき。 があとされ権を 使用貸借 をとき。 があとき。 があとされ権を をとき。 があるとき。 は有機を を表 3 とき。 は有機を を表 3 とき。 を表 3 とき。 は有機を を表 3 とき。 を表 3 とき。 を表 3 とき。 を表 3 とき。 を表 3 とき。 を表 4 のとき。 を表 3 とき。 を表 3 とき。 を表 4 のとき。 を表 3 とき。 を表 3 とき。 を表 4 のとき。 を表 3 とき。 を表 4 のとき。 を表 4 のとき。 を表 4 のとき。 を表 5 のとき。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を、ま 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 を表 5 のと。 をま 5 のと。 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、	付表 1  するとき。 付表 2  乳牛等の飼育法人関係(設定)調書  小の法人 用による るとき。 付表 4  一般法人関係権利移転 るとき。 付表 4  で変間を目的とする (移転)調書  付表 5  農業経営 農地所有適格法人へのと 調書  付表 6 渡調書  ける事業 付表 6 渡調書  するとき。 供されて 所有権を 付表 7 いる農地等の権利移転 あとき。 第5項の規程による手続きを証する書面 をきるとき。 景観法第56条第2項の規定により指定を受けたことを証する書面 判決書、認諾調書、裁判上の和解調書、家事審判書、家事調調書(判決書又は審判書にあっては、判決確定証明又は審判されているものに限る。)、競売調書、公売調書又は遺書、遺言公正証書若しくは遺言確認書の謄本  定)しよう その土地の特定に必要な実測図(4部(その超える場合は、その超える人数に相当する数	

# 農地所有適格法人としての事業等の状況(農地法第2条第3項関係)

#### 1-(1) 事業の種類

	区		農	業	左の農業に該当
		23	生産する農畜産物	関連事業等の内容	しない事業の内容
現	在(実績	責又は見込み)	小麦、馬鈴薯、甜菜		
権	利取得	身後(予定)	小麦、馬鈴薯、甜菜		

#### 1-(2) 売上高

(千円)

年 度	農業	左の農業に該当 しない事業
3年前の年度(実績)	60,000千円	
前々年度(実績)	50,500千円	
前年度(実績)	50,000千円	
申請日の属する年度 (実績又は見込み)	70,000千円	
翌年度(見込み)	73,000千円	
翌々年度(見込み)	73,000千円	

- 注)1「1-(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載すること。 なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を 超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載すること。
- 2 「1-(1)事業の種類」の「関連事業等」とは、次に掲げる事業をいう。
  - (1) 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
  - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
  - イ農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
  - ウ農業生産に必要な資材の製造
  - エ 農作業の受託
  - オ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等、農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
  - (2) 農業と併せ行う林業
  - (3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
- 3 「1-(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左の農業に該当しない事業」欄に記載すること。「3年前の年度(実績)」から「前年前(実績)」までの欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「申請日の属する年度(実績又は見込み)」から「翌々年度(見込み)」までの欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事

業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載

すること。

- 2 構成員全ての状況
  - (1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方 公共団体、農協、投資円滑化法に基づく承認会社等)

	構成員	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
氏名又は名称議決権の	数農地等の提供	農地等の提供面積(㎡)		農業への従事日数		
	権利の種類	面積	直近実績	見込み	の内容	
鹿追 二郎	0 使用貸借	50000	12ケ月	12ケ月		
鹿追 花	0		12ケ月	12ケ月		
鹿追 太郎	0 使用貸借	75000	12ケ月	12ケ月		

議決権の数の合計

70

農業関係者の議決権の割合

100

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数:

300 日

(2) 農業関係者以外の者((1)以外の者)

氏名又は名称	議決権の数	ζ	
議決権の数の合詞			
農業関係者以外( 割合	の者の議決権の		

注 1 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社・承認組合(以下「承認会社等」という。)が法人の構成員に含まれる場合には、「氏名又は名称」欄には、その承認会社等の株主の氏名又は名称を、「議決権の数」欄には、株主ごとの議決権の数を記載すること。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社等ごとに区分して株主の状況を記載すること。

- 2 次の書類を添付すること。
- (1)組合員名簿又は株主名簿の写し
- (2) 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社等が構成員である場合には、 当該承認会社等であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を 記載したもの)

### 3 理事、取締役及び業務を執行する社員全ての農業への従事状況

					農	業への年	間従事日	数
<u>r.</u>	氏 名	住 所	7几			必要な農	作業への	
			ולא	役職			年間従事日数	
			-	直近実績	見込み	直近実績	見込み	
鹿追二	心即	河東郡鹿追町(	○○△△番地	代表取締役	12ケ月	12ケ月	12ケ月	12ケ月
鹿追	花	河東郡鹿追町(	○○△△番地	取締役	12ケ月	12ケ月	12ケ月	12ケ月
鹿追 太	<b>大郎</b>	河東郡鹿追町(	○○△△番地	取締役	12ケ月	10ケ月	12ケ月	10ケ月

# 4 重要な使用人の農業への従事状況

						農	業への年	間従事日	数
	氏 名	住所	役職			必要な農	作業への		
	14	氏 名		1文 400			年間従	事日数	
				直近実績	見込み	直近実績	見込み		

### (留意事項)

4については、3の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載すること。

農地所有適格法人が、支店、支所、分場等の所在地において耕作又は養畜の事業を行うため 農地又は採草放牧地に係る権利を取得しようとする場合には、申請書の4及び5の各事項について、法人全 体に関するもののほか、支店、支所、分場等における該当事項についても記載すること。